

# ○茅野市景観づくり条例

平成21年 9月29日

条例第15号

改正 平成24年 3月29日条例第 9号

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第5条）

#### 第2章 景観計画及びこれに基づく措置

##### 第1節 景観計画の策定等（第6条—第9条）

##### 第2節 行為の規制等（第10条—第17条）

##### 第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定（第18条—第22条）

#### 第3章 市民等による自主的な景観づくり（第23条—第26条）

#### 第4章 景観審議会（第27条—第29条）

#### 第5章 雑則（第30条）

### 附則

### 前文

私たちは、雄大な八ヶ岳連峰の眺望や、緑豊かな里山、山麓に広がる田園、豊かな水と自然が織りなす四季折々の美しい表情に接し暮らしてきました。

まちそのものの表情である景観は、産業や文化、歴史の積み重ねによって築かれます。

良好な景観は、そこに住む人の心を癒し、暮らしにゆとりと潤いをもたらすものであり、また訪れる人には好印象を与えるまちの財産です。

私たちは、この貴重な財産である美しいふるさと茅野の景観を守り、育て、つくり出し、将来の世代に引き継ぐため、ここに茅野市景観づくり条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、茅野市における景観づくりの基本理念、景観づくりに関する基本的な事項、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に規定する景観計画の策定、行為の規制、その他景観づくりに関し必要な事項を定めることにより、市民一人ひとりが愛着の持てる景観の形成に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観づくり 良好な景観を守り、育て、及びつくり出すことをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有し、居住し、又は土地若しくは建築物を有する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (4) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物をいう。
- (5) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (6) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物及び

広告物以外のもので規則で定めるものをいう。

(基本理念)

第3条 景観づくりは、八ヶ岳を象徴とする自然との調和に配慮し、市民が快適で心地良い生活を営むことができるよう地域の産業、文化、歴史等を生かしながら推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、景観づくりを推進するため必要な措置を講じなければならない。

2 市は、景観づくりを推進するために市民及び事業者（以下「市民等」という。）の理解を深めるよう努めなければならない。

3 市は、市民等が実施する景観づくりに協力するよう努めなければならない。

4 市は、公共施設等の整備を行う場合は、景観づくりに関し先導的役割を果たすよう努めなければならない。

5 市は、景観づくりを推進するための計画の策定及び施策の実施にあたっては、市民等の意見、要望等を反映させるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、景観が市民共有の財産であること及び自らが景観づくりの役割を担うものであることを認識し、積極的に景観づくりを行うよう努めなければならない。

2 事業者は、自らの施設及び事業活動が景観の重要な構成要素であることを認識し、地域の景観に調和した施設の整備、緑化等、景観づくりに積極的に貢献するよう努めなければならない。

3 市民等は、市その他の公共機関が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

4 市民等は、景観づくりを行うため、相互に連携し、協力するよう努めなければならない。

## 第2章 景観計画及びこれに基づく措置

### 第1節 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第6条 市は、景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、第3条の基本理念に基づき、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

2 法第8条第2項第1号の景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）に、次に掲げる地域区分を設けるものとする。

(1) 市街地

(2) 農村集落

(3) 森林山地

3 前項各号の地域区分における法第8条第2項第2号の行為の制限に関する事項は、当該地域区分ごとに定めるものとする。

4 景観計画には、法第8条第2項各号に掲げるもののほか、景観計画区域において、景観づくりを推進する上で、地域の特性に応じた景観づくりを特に推進すべき地区を、景

観づくり重点地区（以下「重点地区」という。）として定めることができる。

- 5 市は、景観計画を策定し、又はこれを変更しようとするときは、法第9条の規定によるもののほか、あらかじめ、茅野市景観審議会（第27条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

（景観づくり重点地区）

第7条 重点地区は、次に掲げる地区のうちから定めるものとする。

- (1) 優れた眺望景観を有する地区
- (2) 自然と調和した景観を有する地区
- (3) 田園景観を有する地区
- (4) 歴史的特徴のある景観を有する地区
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に景観づくりを進める必要がある地区

- 2 重点地区における法第8条第3項の良好な景観の形成に関する方針については、重点地区ごとに定めるものとする。

- 3 重点地区における法第8条第2項第2号の行為の制限に関する事項については、前条第3項に規定するもののほか、重点地区ごとに定めるものとする。

- 4 重点地区を定めようとするときは、市長は、あらかじめ、当該地区及び当該地区周辺の住民の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。

（計画提案をできる団体）

第8条 法第11条第2項の条例で定める団体は、法第15条第1項の規定により組織された景観協議会及び第23条の規定により認定された景観づくり団体とする。

（景観計画への適合）

第9条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に定める景観づくり基準に適合するよう努めなければならない。

#### 第2節 行為の規制等

（行為の届出）

第10条 法第16条第1項に規定する届出が必要な行為を行おうとする者は、別に規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

（届出を必要とするその他の行為）

第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令（平成16年政令第398号）第4条第1号及び第4号に規定する行為とする。

（届出を要しない行為）

第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 仮設の建築物の建築等
- (2) 農業、林業又は漁業（以下「農業等」という。）を営むために行う土地の形質の変更
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの  
ア 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの  
イ 農業等を営むために行うもの

- (4) 公共施設又は鉄道若しくは軌道を整備するために行う工作物の建設等又は土地の形質の変更
- (5) 法第16条第1項の届出を要する行為で、規則で定める規模以下のもの
- (6) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているものとして規則で定めるもの  
(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為とする。

(助言、指導、勧告及び事実の公表)

第14条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があったときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

2 市長は、届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた基準と適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市長は、前項の勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。

4 市長は、第2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

5 市長は、前項の公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に弁明の機会を与えるとともに、審議会の意見を聴くものとする。

(変更命令等)

第15条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による変更命令等をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。

(行為の着手の短縮)

第16条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての基準に適合していると認めるときは、速やかに、当該届出をした者に対し、法第18条第2項に規定する期間を短縮する旨を通知するものとする。

(完了届)

第17条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、速やかに、市長に当該行為の完了を届け出なければならない。

### 第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定)

第18条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(現状変更の規制の手続)

第19条 市長は、法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可をしようとする場

合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。

(原状回復命令等の手続)

第20条 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするとき、又は法第26条若しくは法第34条の規定により管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、若しくは勧告しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。

(指定の解除の手続)

第21条 市長は、法第27条第2項又は法第35条第2項の規定により景観重要建造物等の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

2 第18条第2項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

(助成又は援助)

第22条 市長は、法第46条の規定による求めがあった場合において、景観重要建造物等の保存のために必要があると認めるときは、その所有者に対し景観重要建造物等の管理に関し必要な助言をし、技術的な援助を行い、又は規則で定めるところにより保存に要する経費の一部を助成することができる。

### 第3章 市民等による自主的な景観づくり

(景観づくり団体)

第23条 市長は、景観づくりに取り組む団体で、規則で定める要件を満たすものを景観づくり団体に認定することができる。

2 景観づくり団体の認定を受けようとする団体は、市長に申請しなければならない。

3 市長は、景観づくり団体が第1項の要件に該当しなくなったと認めるとき、その他景観づくり団体として適当でないとして認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(景観づくり住民協定)

第24条 市長は、一定の区域内に存在する土地又は建築物等の所有者等が、その区域の実情に即した景観づくりを推進するため、規則で定める事項を規定するところにより、景観づくりに関する協定を締結した場合は、当該協定を景観づくり住民協定（以下「住民協定」という。）として認定することができる。

2 前項の規定により住民協定の認定を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

3 第1項の規定により認定された住民協定を締結した者は、当該住民協定を変更し、又は廃止したときは、速やかにその内容を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項の規定により住民協定を認定したとき又は前項の規定により住民協定の変更又は廃止を受理したときは、これを公表するものとする。

(助成)

第25条 市長は、第23条第1項に規定する景観づくり団体及び前条第1項の規定により住民協定の認定を受けたものが行う景観づくりに寄与すると認められる行為に対し、技術的な援助を行い、又は規則で定めるところによりその行為に要する経費の一部を助成することができる。

(表彰)

第26条 市長は、景観づくりに著しく寄与していると認められる行為を行った個人又は団体を表彰することができる。

#### 第4章 景観審議会

(設置)

第27条 景観づくりを推進するため、茅野市景観審議会を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、景観づくりに関する重要事項を調査、審議するほか、必要な提言を行うことができる。

(審議会の組織)

第28条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係市民団体
- (3) 公募による市民等
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

#### 第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第4章の規定は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。